

各種届出について

障害者支援課 指定指導係（指定担当）

届出について

①

令和5年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

全サービス共通
(基準該当・移動支援・地域活動支援事業を除く)

(1) 提出書類
P.74のとおり

(2) 提出期限
P.75のとおり

(3) 提出先
〒460-8508 (住所不要)
名古屋市役所健康福祉局障害者支援課 指定指導係 (事業者指定担当)

(4) 様式
ウェルネットなごやからダウンロードしてください。

(5) よくある誤りについて
誤りの多い事項等をP.76~78のとおりまとめましたので、提出前に必ずご確認ください。

届出の注意点

- ※1. 運営規程の「従業者の員数」の員数のみの変更に係る運営規程の変更届出書（第4号様式）の提出は不要。
- ※2. 特定事業所加算を算定しない居宅介護等訪問系の事業所は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出は不要。但し、人員等の体制を確認し、基準を遵守して運営すること。
- ※3. 令和4年度実績に基づき、体制を報告しなければ算定できない加算は、毎年度届け出が必要。
- ※4. 令和5年5月1日から算定の加算届も、令和5年4月15日（土）（消印有効）が締切。
- ※5. 前年度と加算区分及び内容に変更がない事業所（※2を除く。）も、令和5年4月15日（土）（消印有効）までに提出が必要。

②

新たに特定事業所
加算を届け出る
場合について

居宅介護

重度訪問介護

行動援護

同行援護

- 特定事業所加算の加算算定要件には大きく分けて「体制要件」「人材要件」「重度障害者対応要件」がありますが、このうち「体制要件」を満たしていないことが原因で後に多額の報酬返還となる事例が多く生じています。

提出書類	提出期限
(1) 要件確認申込書	算定開始月の3ヶ月前の末日まで
(2) 体制要件確認書類	算定開始月の前々月10日まで
(3) 加算届出書類	算定開始月の前月15日まで

③

令和5年度分の
障害福祉サービス
等処遇改善加算の
届出について

全サービス共通
（相談支援・移動支援・地
域活動支援事業所を除く）

加算の概要

- 福祉・介護職員の賃金改善に充当されることを目的に算定される加算であり、
 - ①福祉・介護職員処遇改善加算
 - ②福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 - ③ベースアップ等支援加算の3種類があります。
- 令和4年度に加算を算定している場合でも、令和5年度も引き続き算定する場合は、改めて届出が必要になります。

提出方法

原則としてWeb上での専用提出フォームによる。
特段の理由により提出フォームでの提出が不可の場合は、
郵送もしくは持参でのご提出も可とします。

提出期限

令和5年4月15日（土）厳守

原則として提出フォームによる提出だが、郵送の場合は消印有効

持参の場合は令和5年4月14日（金）17時30分まで

（郵送・持参の場合の提出先）

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定指導係（事業者指定担当）

提出書類

様式はウェルネットなごやからダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和5年度分の障害福祉サービス等処遇改
善加算の届出について

④

令和4年度分の 障害福祉サービス 等処遇改善加算の 実績報告について

提出方法及び提出期限については、後日ウェルネット
なごやの事業者向け新着情報にてお知らせします。

⑤

運営規程の
「従業員の員数」
に関する記載方法
の変更について

全サービス共通

記載方法の変更について

- 令和3年度基準省令解釈通知の改正
運営規程に記載する「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、業務負担軽減等の観点から、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。
- 今までは、現に事業所に配置している人数を「○人」と記載していたが、「○人以上」という記載でもよい。
常勤、非常勤、専従、兼務の別についても、記載しなくてもよい。

注意事項

1. 現在の利用者数等に応じて、法令等で規定されている人員基準以上の従業員の員数を規定してください。
2. この取扱いにより、運営規程の変更届の提出回数が減り、事業所等の業務負担軽減となります。しかし、変更届の提出機会が減ることにより、人員基準を満たしていないことに気づかないといったおそれがあります。人員基準を満たさずに報酬を請求した場合、不正請求となり、取消等の処分の対象となります。そのため、事業所において、人員基準をはじめとする各種基準の理解を深め、人員基準を満たしているかどうか自主点検を行い、従業員の員数を適切に管理してください。

従業者の要件について

①

行動援護の サービス提供責任者 及び従業者の要件

行動援護

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

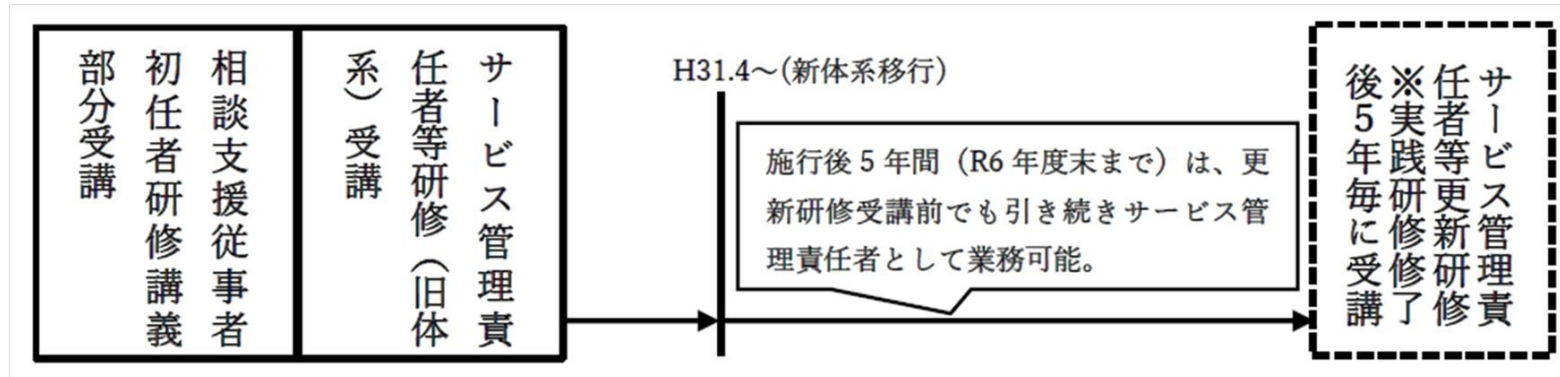
- 令和2年度末までだった経過措置が延長され、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了します。
- 要件をご確認いただき、計画的に行動援護従業者養成研修の受講をお願いいたします。
- 愛知県内の居宅介護職員初任者研修等指定事業者については、愛知県障害福祉課のホームページをご覧ください。

②

サービス
管理責任者等
研修について

日中活動サービス等

1. 平成30年度以前（旧体系）にサービス管理責任者研修を受講した方

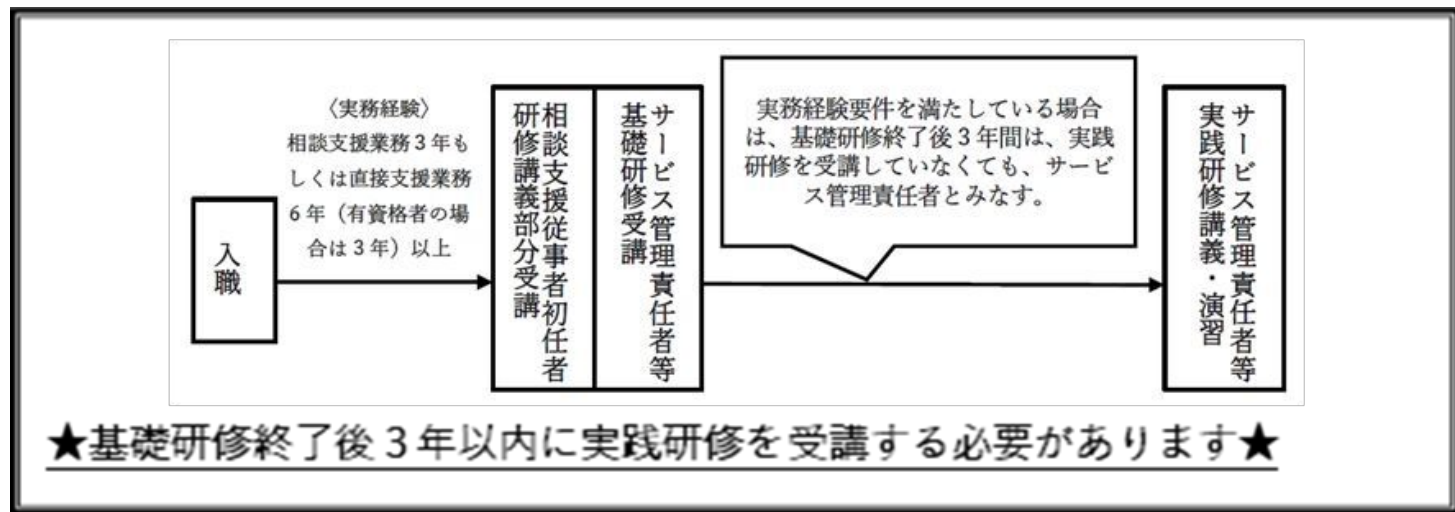


★令和5年度末までに更新研修を修了する必要があります★

更新研修の受講については計画的にお申込みください。

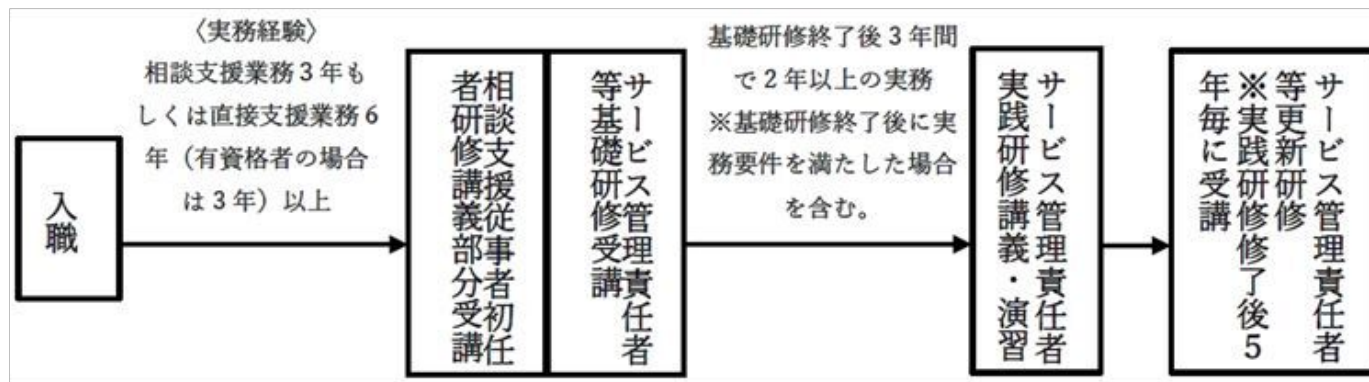
2. 平成31年度～令和3年度に基礎研修修了者※1 となった方

(例) 令和元年10月29日に基礎研修を修了した方は、令和4年10月29日までに実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者として従事できなくなる。



※1 基礎研修修了者とは、サービス管理責任者等基礎研修と相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した方

3. 令和4年度以降に基礎研修修了者※1となった方



★基礎研修修了者となった日から2年以上の実務経験を経て、実践研修を修了する必要があります★

サービス管理責任者等研修について

- 令和元年度よりサービス管理責任者研修のカリキュラムが変更となったことに伴い、経過措置等が示されております。
- 更新研修や実践研修を期限までに修了しなければ、サービス管理責任者として従事できなくなるため、特にご注意ください計画的に受講してください。

その他

①

情報公表システム
による入力・申請
のお願い

全サービス共通
（基準該当・移動支援・地
域活動支援事業所を除く）

情報公表システムによる入力・申請のお願い

- 情報公表制度においては、原則年1回更新が必要です
情報公表システムにより令和5年7月31日までに事業所の詳細情報(内容の時点は、特段の指示がない場合令和5年4月末時点)について入力・報告
- WAMネットの障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板「操作説明書」「記入要領」「よくある質問(Q&A)」及びウェルネットなごやの「情報公表制度について」のページ(TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 情報公表制度について)を参照

未公表事業所は、早急に入力・申請をお願いします

②

障害福祉サービス 新規参入事業者 向け研修について

全サービス共通
(基準該当・移動支援・地
域活動支援事業所を除く)

障害福祉サービス新規参入事業者向け研修について

- 目 的** ● 障害特性に関する理解等を深めていただくことにより、より利用者の方の支援の質の向上を図る
- 対象者** ● 障害福祉サービス事業に参入される法人の代表者、管理者の方
- 内 容** ● 午前中に障害特性の理解や障害福祉サービスの制度概要について講義を行い、午後は施設を見学（中継映像による見学方式）
- その他** ● 定員枠に空きがある場合、どなたでも受講が可能です。本市の独自基準において、事業所内での障害特性に関する研修を実施することが義務付けられておりますので、新規職員の方に受講していただくなど、ぜひご活用ください。詳細はウェルネットなごやを参照してください。
● また、新規参入者研修での資料につきまして、事業所の従業者研修等においてもご活用ください。

③

令和5年度 移動支援事業従業者 養成研修を実施する 登録法人の募集

名古屋市では必要な
移動支援従業者を確保する
ため、養成研修を実施して
いただける登録法人を募集
しております！

令和5年度 移動支援事業従業者養成研修を実施する 登録法人の募集

◆ウエルネットなごや

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/yousei_kensyu.html



受講者の募集開始の2ヵ月前までに、名古屋市へ登録をしていただく必要があります。

研修内容のご相談（予約制）のため、事前に下記担当までご連絡ください。

問い合わせ先

健康福祉局障害者支援課 指定指導係（指定担当）

電話番号：052-972-3965

ファックス番号：052-972-4149

